工事請負契約書におけるスライド条項の運用について

最近における資材の高騰状況に鑑み、本市発注(本市水道部発注も含む。)の 建設工事に関して、このたび、工事請負契約書第25条の「スライド条項」を 下記のとおり運用することとしました。

記

1.全体スライド

1)市の負担額

変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工 事代金額の1000分の15を超える額

2.単品スライド

1)市の負担額

対象資材の価格上昇に拠る増額分のうちで請負代金額の100分の1 を超える額

2)対象資材

工事担当課と協議の上、原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材で工事の請負代金額に大きな影響を及ぼすと認められるもの

3.問い合わせ先

工事担当課

4. その他

適用基準の主な内容については、別紙「スライド条項の運用に係る取扱い」を参照してください。